

# 南九州市立知覧中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、過去の事案に鑑み、学校指針「命の大切さを伝え続ける学校」の下、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。  
※ 地域においては、知覧中校区いじめ根絶実行協議会が支援に当たる。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を実施する。

## イ いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、毎学期の生徒・保護者への学校生活アンケートを実施する。また、随時教育相談に際して事前調査を行うなどその他の必要な措置を講ずる。
- いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。(学校職員による相談体制、教育相談員、SC、SSW、スクールサポーター等による相談体制)

## ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- スクールカウンセラーや教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。

## エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

#### <構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー

※ 犯罪行為を含む重要案件の発生時には市教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター・警察等関係者の出席を依頼

#### <活動>

- ・ いじめ防止対策の確認と見直しに関すること。  
未然防止に向けた諸取組の計画，早期発見・早期対応策，事後の再発防止策等
- ・ アンケート調査並びに結果に対する分析・対応についての点検に関すること。
- ・ 教育相談システムの点検及び相談に対する対応状況に関すること。

- ・ いじめに関するケースカンファレンス
- ・ その他学校におけるいじめに係る事案に関すること。

#### <開催>

学期1回を定例会とし、いじめの重大事態発生時は緊急開催とする。

#### イ いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。

#### (5) その他の留意事項

- いじめ防止に関する具体的マニュアルは別に作成する。

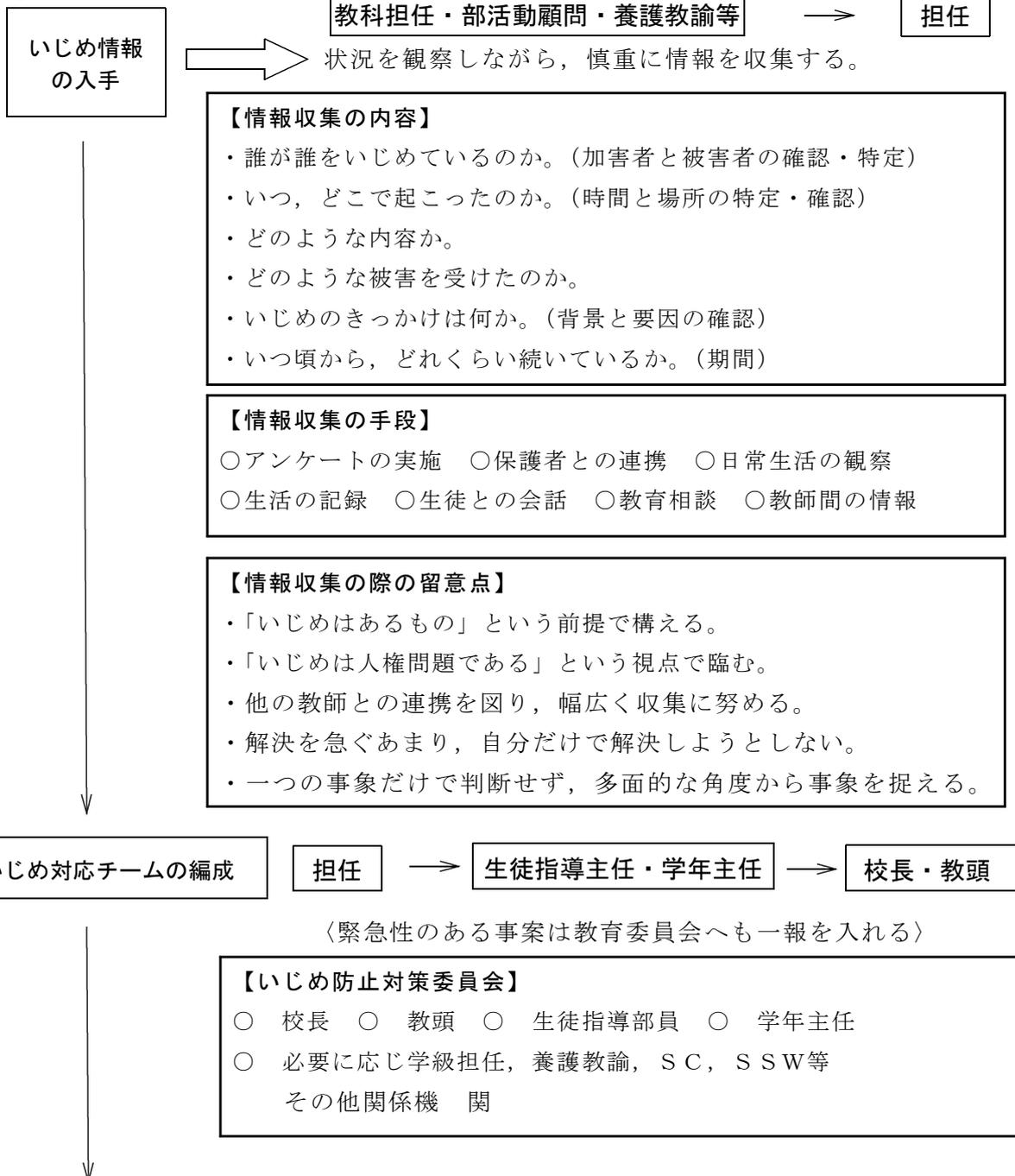
## 南九州市立知覧中学校 いじめ防止基本方針に係るマニュアル

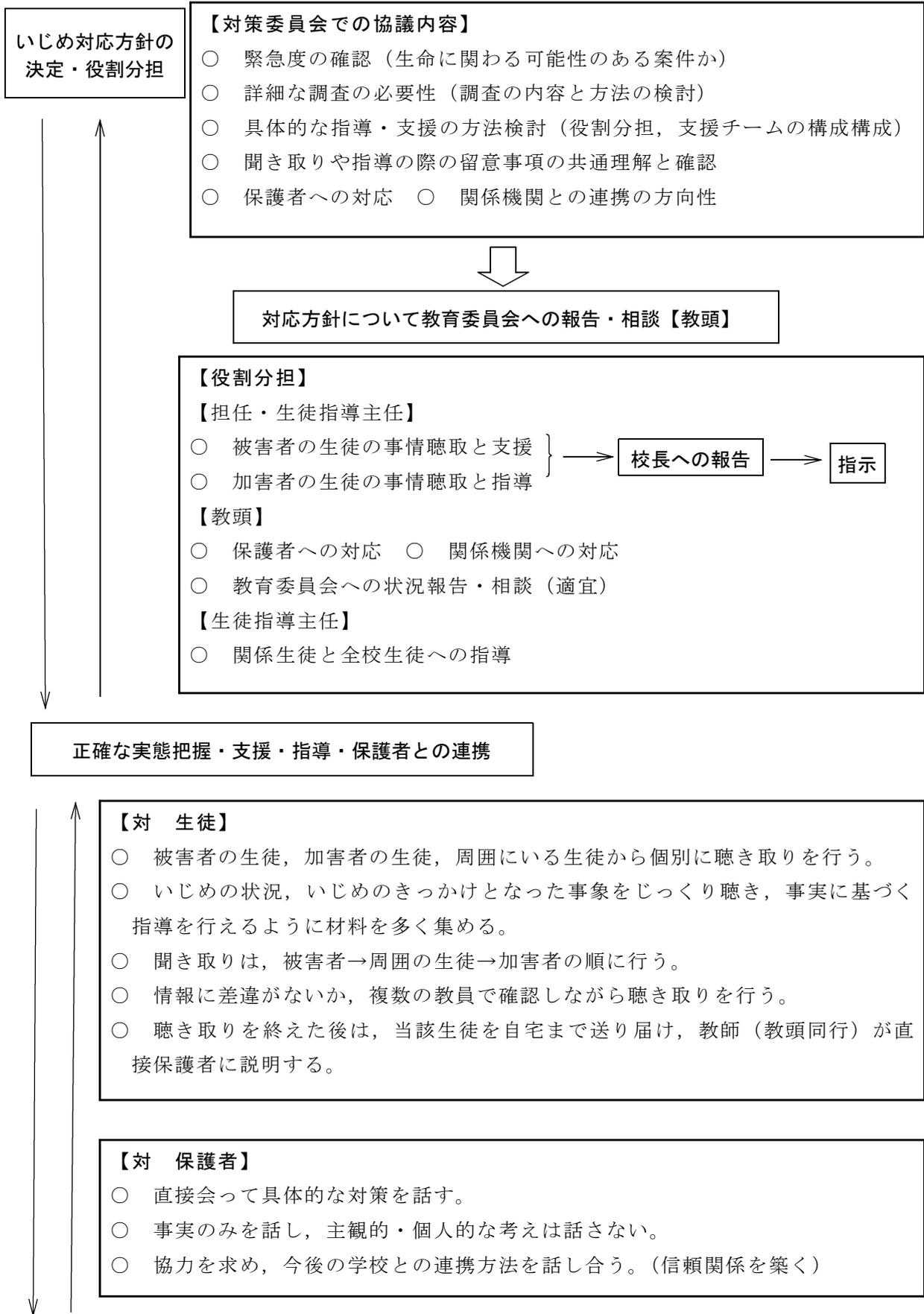
### 【早期対応の基本的な方針】

いじめがあることが確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して、担任と学年主任や生徒指導主任等の二人以上で事情を聴き取る。

生徒指導主任が、その日にいじめ対策委員会を臨時で開催する。委員会では、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する際、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

### 基本的な流れ（フロー）





いじめ対応方針の決定・役割分担

**【対策委員会での協議内容】**

- 緊急度の確認（生命に関わる可能性のある案件か）
- 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- 具体的な指導・支援の方法検討（役割分担，支援チームの構成構成）
- 聞き取りや指導の際の留意事項の共通理解と確認
- 保護者への対応 ○ 関係機関との連携の方向性



対応方針について教育委員会への報告・相談【教頭】

**【役割分担】**

**【担任・生徒指導主任】**

- 被害者の生徒の事情聴取と支援
- 加害者の生徒の事情聴取と指導

校長への報告

指示

**【教頭】**

- 保護者への対応 ○ 関係機関への対応
- 教育委員会への状況報告・相談（適宜）

**【生徒指導主任】**

- 関係生徒と全校生徒への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

**【対 生徒】**

- 被害者の生徒，加害者の生徒，周囲にいる生徒から個別に聞き取りを行う。
- いじめの状況，いじめのきっかけとなった事象をじっくり聞き，事実に基づく指導を行えるように材料を多く集める。
- 聞き取りは，被害者→周囲の生徒→加害者の順に行う。
- 情報に差がないか，複数の教員で確認しながら聞き取りを行う。
- 聞き取りを終えた後は，当該生徒を自宅まで送り届け，教師（教頭同行）が直接保護者に説明する。

**【対 保護者】**

- 直接会って具体的な対策を話す。
- 事実のみを話し，主観的・個人的な考えは話さない。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。（信頼関係を築く）

**【いじめられた生徒（被害者）への基本的な関わり方】**

- 生徒の安全確保に配慮するとともに、生徒との信頼関係を築く。
- 生徒の話聴くことを重視、その思いを受け止めるとともに、共感的理解に努める。
- 具体的な支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

**【いじめられた生徒（被害者）への対応】**

- 被害者の生徒を必ず守り通すという強い姿勢を明確にするるとともに、秘密厳守を約束し、安心感を与える。
- 本人の辛さや苦しさを理解し、本人の気持ちを確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- 決して一人で抱え込まず、周囲の大人へ相談することの重要性を伝える。
- 自信回復への積極的支援を行うために、本人が自己肯定感を持てるような励ましの言葉や学級内での居場所づくり活動の場を設定する。
- 安易に問題が解決したと思わず、その後の行動や生活態度、心情等きめ細かな継続的な観察を行い見守る。
- いじめられていることによる心理的影響にも配慮し、専門家（SC等）と連携することも検討する。

**【いじめられた生徒（被害者）と個別面談をする際の留意点】**

- 秘密が守られる環境を用意する。
- 心の整理をする時間を確保し、焦らず、せかさず共感的に接する。
- 教師が被害者の味方であることを思ってもらうことを理解させることが先決であることを留意する。（信頼関係の構築）

**【いじめた生徒（加害者）への基本的な関わり方】**

- いじめ行為が「命にかかわる重大なこと」であり、「決して許されないものである」ことを理解させるために、毅然とした態度で臨む。
- 被害者の生徒の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的・共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- 心理的な孤立感や・疎外感を与えないようにするなど、教育的な配慮のもと指導を行う。

※ 解決を急ぐあまり、教師の勝手な解釈や思い込みによって指導を行い、加害者が不満や疎外感を感じることがないようにする。

#### 【いじめた生徒（加害者）への対応】

- 被害者の生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが決して許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、被害者へ謝罪したいという思いを持てるようになるまで、個別の関わりを継続的に行う。
- 当事者だけでなく、周囲の生徒からも情報収集し、実態を正確に把握する。
- 複数、集団によるいじめも想定して、集団内の個別の力関係や一人一人の言動を正しく分析し指導に当たる。
- 行為のものについて、何がいじめに当たるのか定義や内容等について確実に理解させる。
- 加害者の家庭環境や地域での様子等、人間関係や生活状況等についても十分に理解しておく。
- 懲戒を与える場合は、その懲戒が教育的配慮の基に行われるものか十分に吟味するとともに、加害者が自らの行為について深く反省する目的で行う。
- いじめの状況によっては、警察等の関係機関との連携もとる。
- いじめが解決したと安易に捉えず、継続的な経過観察を行う。

#### 【いじめた生徒（加害者）と個別面談する際の留意点】

- 加害者は自分に都合のよいことのみ発言する場合があるので、毅然とした態度で、「いじめ」が重大な人権問題であることを理解させる姿勢で臨む。
- 「被害者にも非がある」というような発言を教師自らがすることは、加害者は、自分勝手な解釈をしてしまい、その後の指導が困難になる場合があるので、発言には十分留意する。
- 加害者の行為そのものを最初から「いじめ」と断定するのではなく、加害者自身がその行為そのものが、許されるものではないと気付くような面談を行う。

#### 【いじめられた生徒（被害者）の保護者への対応】

- 発見した日に家庭訪問等で面談を行い、事実関係を伝える。
- 学校で把握している実態や経緯等のみを伝え、個人的な意見等は控える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の辛い気持ちや苦しさを共感的に受け止める。
- 学校として被害の生徒を守るということを十分に伝える。
- 家庭での生徒の変化に注視してもらい、些細なことでも相談するよう依頼する。
- 状況によっては、緊急避難としての欠席等の申し出にも柔軟に対応する。

#### 【いじめた生徒（加害者）の保護者への対応】

- 事実を正確に伝え、被害者生徒や保護者の気持ちに共感してもらう。
- 「いじめは決して許されない行為である」ということを毅然とした態度で示し、事の重大さを理解させ、家庭での指導を依頼する。
- 担任等が仲立ちして、被害者生徒の保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- 生徒の今後の健やかな成長を図るために、今後の関わり方を一緒になって考え、具体的な指導・助言を継続する。

#### 【傍観者等への対応】

- 被害者生徒の気持ちについて話し、「いじめは命に関わる」重大なことであり、絶対に許されないものであることを指導する。
- 見て見ぬふりをする行為等も、いじめに加担していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた行為であり、勇気ある行動であること理解させる。

#### いじめが起きた集団への働きかけ

いじめ問題の解消は、ただ単に加害者が被害者へ謝罪をして終了というものではなく、むしろその後の見取りが大事である。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるようになって、はじめて真に解決したといえる。そのためには、学級活動や特別活動等、全教育活動を通じて、生徒が自己肯定感や自己有用感、所属感を感じるような教育活動を展開することが重要になってくる。

#### チーム知覧中による対応

- 学校生活における意図的な観察及び支援→【学級担任、学年主任、養護教諭】
- 学級担任へのサポート→【学年部、生徒指導主任、管理職】
- 保護者との連携・指導・支援→【学級担任、生徒指導主任、管理職】
- 関係機関との連携→【生徒指導主任、管理職】

○ 早期対応と関係機関との連携

1 早期発見に向けて

早期発見に向けた内容	担当	具体的な取組
○ 生徒指導部会における情報共有	生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 週に1回開催</li> <li>○ 校内いじめ防止対策組織を兼ねる。</li> <li>○ 場合によってはSC・SSW・教育相談員もメンバーに加える。</li> </ul>
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校楽しいーと」によるアンケート（5月・11月）</li> <li>○ いじめアンケート（5月・7月・9月・12月・2月）</li> <li>○ Q-U調査（9月）</li> </ul>
○ 県作成の「いじめ対策必携」の活用	生徒指導主任	○ 生徒指導校内研修や生徒指導事例研修会での読み合わせと確認（学期初め、問題発生時）
○ 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全保護者との教育相談（4月）</li> <li>○ 全生徒との教育相談（5月・夏季休業前後・11月）</li> <li>○ 希望する保護者との教育相談（8月・2月）</li> </ul>
○ スクールカウンセラーや教育相談員等の保護者への周知及びその活用	生徒指導主任 教育相談係 養護教諭	○ スクールカウンセラーや教育相談員等の案内文の配布と周知（4月）
○ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	全職員	○ 朝、準備時間、昼休み時間の巡視
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 情報教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校だよりやPTAの会合</li> <li>○ 学校ホームページ</li> </ul>
○ 学校の取組の定期的な振り返り	管理職 教務主任 学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価による学期ごとの振り返り</li> <li>○ 学校評議員会への定期的な報告及び意見の聴取</li> <li>○ 生徒、保護者からの相談への対応について</li> <li>○ 学級名簿・学年名簿・学校名簿等の適切な管理（管理職による最終点検の実施）</li> </ul>

## 2 関係機関の連携先

関係機関	電話番号
南九州市福祉課子育て支援係	0993-56-1111
南九州市教育委員会学校教育課	0993-56-1111
南九州警察署生活安全刑事課(スクールポーター)	0993-83-1110
南九州市子ども相談センター	0993-83-1539
知覧人権擁護委員協議会	0993-83-2208
県総合教育センター教育相談課	099-294-2788
鹿児島県中央児童相談所	099-264-3003
鹿児島市子ども福祉課	099-216-1260
サポートセンター る・トレフル	0993-78-4575
相談支援事業所 ともいき	0993-35-2135
生活支援センター なんさつ	0993-23-8066
総合生活支援センター あすなる	0993-39-1870
まくらざき子ども発達支援センター すまいる	0993-76-8760
生徒発達支援事業所 南っ子	0993-78-3166
放課後デイサービス「南っ子」	0993-78-3166
鹿児島県加世田保健所	0993-53-2315